

令和 7 年度 第 8 回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和 7 年度第 8 回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和 7 年 11 月 26 日 (水) 14:00~14:40	場 所	わくわくセンター 2 階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 4 村上 浩司 6 室元 文雄 7 中福 留美 8 田中 正彦 9 小原 正清		
欠席委員	2 下河内 昭博 3 川尻 一行 5 清水 正子		
出席者 総 数	出席委員 6 名		
事務局 職員	事務局長 角田 周平 書記 永村 由美 書記 小山内 紘介		
傍聴者	無し		
議事録 署名委員	7 番 中福 留美 8 番 田中 正彦		
提出議題	<p>議事</p> <p>諸報告</p> <p>議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 34 号 非農地証明の申請について 議案第 35 号 非農地通知の発出について 議案第 36 号 農地利用集積等促進計画原案の意見聴取について</p> <p>協議事項</p>		

1 開 会

事務局長

定刻になりましたので、只今から令和7年度第8回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日は令和7年度の第8回目の総会となります。本日の総会出席者数は9名中欠席者数3名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長

今年も残すところあと一月となりました。何かと忙しい毎日かと思いますが、インフルエンザ等の病気が流行っておりますので、委員の皆様におかれましては、体に気をつけて活動をしていただければと思います。

事務局長

ありがとうございました。これから議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしくお願ひいたします。

2 議事録署名者の指名について

議 長

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては7番の中福委員と8番の田中委員を指名させていただきます。なお、書記に角田事務局長、永村、小山内の3名の書記を指名します。

3 諸 報 告

議 長

日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

事 務 局

本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条の許可申請について。

2つ目は、農地法第4条の許可申請について。

3つ目は、農地法第5条の許可申請について。

4つ目は、非農地証明の申請について。

5つ目は、非農地通知の発出について。

6つ目は、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について。

以上です。

議 長

日程第4の議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

事 務 局

議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。

令和7年11月26日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲受人、A

住所、江田島市能美町、職業、無職。

譲渡人、B

住所、大阪市鶴見区茨田大宮、職業、無職。

所在地、能美町●●字○○番、合計面積は300m²。

申請理由は所有権移転で、譲受人は「譲渡人から相談を受け、譲渡について合意したため、無償で譲り受ける。所有権移転後は自家消費用のれんこんを栽培する。」

譲渡人は「平成2年に相続により取得したが、遠方に居住しており、適正な管理ができないため、親族である譲受人に無償で譲り渡す。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。

以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議長

1番の案件につきまして、関係農業委員の田中委員は説明をお願いします。

田中委員

事務局の説明のとおり間違ひありません。

議長

御意見、御質問はございませんか。

委員長

無しの声あり

議長

無いようなので、採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員長

全員挙手。

議長

全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

事務局

番号2、譲受人、C

住所、広島市佐伯区旭園、職業、自営業。

譲渡人、D

住所、江田島市能美町、職業、パート。

所在地、沖美町●●字○○番外2筆、合計面積は600m²。

	<p>申請理由は所有権移転で、譲受人は「農地とその他の不動産を併せて有償で譲り受ける。所有権移転後は柑橘、野菜類を栽培する。」</p> <p>譲渡人は「平成3年に相続により取得したが、適正な管理が困難であるため宅地建物を含む一切の不動産を有償で譲り渡す。」</p> <p>農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。</p> <p>以上のことから、この申請は適正であると思います。</p> <p>御審議をお願いします。</p>
議長	2番の案件につきまして、関係農業委員の川尻委員欠席のため事務局は説明をお願いします。
事務局	現地確認は、11月19日に確認を行いました。現地は雑草が生えてはいましたが、柑橘の苗木が植えられていましたので、今後耕作をしてくださると思います。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
事務局	番号3、借人、E 住所、吳市中央、職業、会社役員。 貸人、F 住所、吳市音戸町、職業、無職。 所在地、大柿町●●字○○番__ 外22筆、合計面積は14,697m ² 。 申請理由は解除条件付き賃貸借権の設定で、借人は「法人組織再編に伴い、Hを吸収合併した。合併に伴い農地の権利を取得した貸人からEに賃貸借権を設定する。賃貸借権設定後はEの農業部門がGと同様の体制で継続して農業に取組む。」 貸人は「Gの吸収合併に伴い、法人が所有していた農地を買い取った。申請地を継続して活用するに当たって、合併後のEに有償で貸す。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。
	以上のことから、この申請は適正であると思います。
	御審議をお願いします。
議長	3番の案件につきまして、関係農業委員の中福委員の意見を伺いたいと思い

	ます。
中福委員	これは少し前に出た案件で、名義変更が整いましたので事務局が説明したとおり問題ないかと思います。よろしくお願ひします。
小原会長	記憶があまり定かではないのですが、Eというのはどういう会社なのか。
事務局	Gの親会社です。
小原会長	分かりました。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可いたします。 以上で3条の審議を終わりまして、議案第32号、農地法第4条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請について。 農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和7年11月26日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号1、申請人氏名、H、 住所、神奈川県愛甲郡愛川町。 所在地、大柿町●●字○○番、合計面積は9.96m ² 。 登記簿地目、畠、現況、宅地。 申請理由は「平成16年頃市道に買収された時から当該農地を宅地の一部として利用してきた。農地法の転用許可が必要であることを認識していなかった。この度、地目を現況に正すため申請する。」 以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議長	この1番の案件につきましては、関係農業委員の中福委員の意見を伺いたいと思います。
中福委員	一部分についてのみ農地として残ってしまっていた。すぐ隣は宅地なので隣と抱き合わせで宅地になった方が良いと思います。よろしくお願ひします。

	御意見、御質問はございませんか。
議長	無しの声あり。
委員	採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員挙手。
委員	全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。
議長	番号2、申請人氏名、I、 住所、広島市南区仁保。
事務局	所在地、大柿町●●字○○番_ 外1筆、合計面積は110m ² 。 登記簿地目、畠、現況、墓地、宅地。 申請理由は「3669番1については、昭和52年頃に農地法の許可を取得しないまま墓を設置した。3669番3については、昭和47年頃に農地法の許可を取得しないまま、旧祖父宅の庭を拡張した。この度、地目を現況に正すため始末書を添えて申請する。」
	以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
	この2番の案件につきましては、関係農業委員の中福委員の意見を伺いたいと思います。
議長	こちらも事務局が説明したとおり農地として使われていないため地目の変更はやむを得ないかと思います。よろしくお願いします。
中福委員	御意見、御質問はございませんか。
議長	無しの声あり。
委員	採決に移ります。この2番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員挙手。
委員	全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。
議長	番号3、申請人氏名、J、 住所、東京都国分寺市並木町。
事務局	所在地、能美町●●字○○番_、合計面積は24m ² 。 登記簿地目、畠、現況、宅地。

議長

申請理由は「令和 6 年に当該農地を相続により取得したが、前所有者が昭和 57 年頃に農地法の許可を取得しないまま駐車場として転用した。この度、地目を現況に正すため始末書を添えて申請する。」

以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。

この 3 番の案件につきましては、関係農業委員の室元委員に意見を伺いたいと思います。

室元委員

御意見、御質問はございませんか。

議長

無しの声あり。

委員

採決に移ります。この 3 番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手。

委員

全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。

議長

番号 4、申請人氏名、K

住所、江田島市大柿町。

事務局

所在地、沖美町●●字○○番、合計面積は 2,359.47 m²。

登記簿地目、畠、現況、雑種地。

申請理由は「農地としての役割を終え展望施設、遊歩道を利用した観光用施設として転用するため申請する。」

この 4 番の案件につきましては、関係農業委員の下河内委員欠席のため事務局は説明をお願いします。

議長

当該農地は、急斜面にあり耕作には難しい場所です。また、一部コンクリート敷きの遊歩道や階段があり、展望用の椅子が設置されています。観光用施設に活用されるならば仕方ないかと思います。よろしくお願いします。

御意見、御質問はございませんか。

議長

無しの声あり。

委員

採決に移ります。この 4 番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

事務局	全員挙手。
委員	全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。
議長	番号5、申請人氏名、L、 住所、江田島市大柿町。
事務局	所在地、大柿町●●字○○番、合計面積は1,959m ² 。 登記簿地目、田、現況、雑種地。 申請理由は「自己所有の農地について、農地法の転用許可手続きが必要であることを認識しないまま経営する会社の事業用地として整備した。この度、地目を現況に正すため始末書を添えて申請する。」 以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議長	この5番の案件につきましては、関係農業委員の中福委員に意見を伺いたいと思います。
中福委員	今言われたとおり追認案件なのですが、現地写真を見られたら分かるのですが、もはや農地でなく資材置場となっており一刻も早く地目変更をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この5番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。 以上で4条の審議を終わりまして、議案第33号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。
議長	議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請について。 農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。 令和7年11月26日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。
事務局	番号1、借人、M、N 住所、埼玉県富士見市大字水子。 貸人、P、住所、江田島市能美町。 所在地、能美町●●字○○番、合計面積、328m ² 。

申請理由は使用賃借権の設定で、借人は「江田島市に転入し、父が所有している土地を無償で借り受け新築住宅を建築するため、宅地へ転用する。使用貸借期間：30年、木造平屋建て住宅：1棟、建築面積：110.70 m²」
貸人は「高齢のため、農地を適正に管理することが難しくなり、娘夫婦が転入し、生活するための新築住宅を建築するに当たって、申請地を宅地として無償で貸し付ける。」
御審議をお願いします。

この案件につきましては、関係委員である室元委員の意見を伺いたいと思います。

議長

事務局の説明のとおり問題ありません。よろしくお願いします。

室元委員

御意見、御質問はございませんか。

議長

無しの声あり。

委員

採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手。

委員

全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

議長

番号2、譲受人、Q、
住所、広島市西区楠木町。

事務局

譲渡人、R、S

住所、東京都西東京市泉町。

所在地、大柿町●●字○○番、合計面積、1,807 m²。

申請理由は所有権移転で、譲受人は「コンテナ内に収められた蓄電池20台、変換機1台、キュービクル1台を設置し、高圧電線に接続した蓄電設備設置用地として転用するため有償で譲り受ける。」

譲渡人は「平成30年に当該農地を相続により取得したが、遠方に居住しており、農地の適正な管理ができないため、譲受人の希望に応じて有償で譲り渡す。」

御審議をお願いします。

議長

この案件につきましては、関係委員である中福委員の意見を伺いたいと思います。

中福委員

江田島市では蓄電池の設置は初めてなので、今後注視していきたいと思う。この農地が活かせるのであれば転用もやむを得ないかと思います。よろしく

	お願いします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	音がどれくらい出るのか、また近隣住民への説明はしているのか。
議長	音は出ますが常時音が発生する訳ではない。また近隣住民への説明は済んでおり、説明した記録も提出してもらっている。
委員	わかりました。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この2番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。 以上で5条の審議を終わりまして、議案第34号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案34号、非農地証明の申請について。 農地法第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。 令和7年11月26日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号1、申請人氏名、T、 住所、広島市西区鈴が峰町。 所在地、大柿町●●字○○番、合計面積は818m ² 。 申請理由は「平成9年に相続により当該地を取得したが、相続後耕作しなくなり、山林化してしまった。法務局に地目変更登記を行うため申請する。」 以上、御審議をお願いします。 この案件につきましては、関係農業委員である村上委員の意見を伺いたいと思います。
村上委員	事務局の説明のとおりです。問題ありません。 よろしくお願いします。
議長	御意見、御質問はございませんか。

委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。 番号2、申請人氏名、U、 住所、広島市安芸区矢野南。 所在地、大柿町●●字○○番、合計面積は238m ² 。 申請理由は「申請地は、平成元年頃から管理が出来なくなり、山林の状態となってしまった。地目変更登記を行うため非農地証明を申請する。」 以上、御審議をお願いします。
議 長	この案件につきましては、関係委員である村上委員の意見を伺いたいと思います。(4番、村上委員)
村上委員	写真のとおり、現況は荒れしており非農地で問題ありません。 よろしくお願ひします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。この2番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
事 務 局	番号3、申請人氏名、V、 住所、広島市己斐中。 所在地、江田島町字○○番 外5筆、合計面積は1,775m ² 。 申請理由は「申請地は、平成元年頃から管理が出来なくなり、山林の状態となってしまった。地目変更登記を行うため非農地証明を申請する。」 以上、御審議をお願いします。
議 長	この案件につきましては、私が関係農業委員となりますので説明致します。(9番 小原会長)

小原会長	写真のとおり、山林になっており問題はありません。
議長	御意見、御質問はございませんか。
議長	無いようなので、採決に移ります。この3番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員 議長	全員挙手。 全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
事務局	番号4、申請人氏名、W、X、 住所、東京都西東京市泉町。 所在地、大柿町●●字○○番○外1筆、合計面積は616m ² 。 申請理由は「申請地を平成30年に相続したが、遠方に居住しており、農地の適正な管理が出来なくなり、山林の状態となってしまった。地目変更登記を行うため非農地証明を申請する。」 以上、御審議をお願いします。
議長	この案件につきましては、関係委員である中福委員の意見を伺いたいと思います。(7番、中福委員)
中福委員	ここは、先ほど蓄電池施設への転用申請があった場所の隣の農地になります。木が生い茂っており農地になりません。 よろしくお願いします。
議長	御意見、御質問はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。この4番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。 以上で非農地証明の審議を終わりまして、議案第35号、非農地通知の発出について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案35号、非農地通知の発出について。 農地法第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があつたので、農業委員会の議決を求める。 令和7年11月26日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

令和7年度に実施した利用状況調査において、非農地判断した荒廃農地のうち、〇〇の拡張用地として、非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認やドローンによる現地確認を行い、非農地であると判断し、非農地通知を発出するものです。

所有者、Y 外9名、

住所、江田島市沖美町。

所在地、沖美町●●字〇〇番 外11筆、合計面積は16,631m²。

以上、ご審議をお願いします。

議長 本議案について、何か御意見等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。この案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で賛成といたします。

以上で非農地通知の審議を終わりまして、議案第36号、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について、事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第36号、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、江田島市長から農用地集積等促進計画原案の意見聴取について依頼だったので、農業委員会の意見を求める。

令和7年11月26日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1~21、所在地 沖美町●●字〇〇番 外20筆、現況地目、畝、合計面積18,438m²、貸手氏名、Z、住所、広島市中区、権利の種類、使用貸借権、借手氏名、a、住所、静岡県静岡市葵区、利用権の種類 使用貸借権、利用権の内容 畑、始期 公告日の翌日、終期 令和34年12月31日 一時利用地指定後に賃貸借に変更予定です。

以上、ご審議をお願いします。

本議案について、何か御意見等ございませんか。

室元委員 レモンは植えているのですか。

事務局 こちらは第2工区となりますので、これから植える予定です。第1工区は既にレモンを植えてあります。

議長 御意見、御質問はございませんか。

委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。この案件について、賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で賛成といたします。 以上で今月の総会議案の全審議を終了しました。日程 5 の協議事項について、事務局は何かありますか。
事 務 局	・先月総会で許可相当としました、大柿町深江字脇田及び大柿町飛渡瀬字江口の 30a 越えの太陽光発電施設の 5 条転用ですが、令和 7 年 11 月 18 日開催の第 8 回常設審議委員会で許可されることとして異議がない旨の回答をいただいたことを報告します。